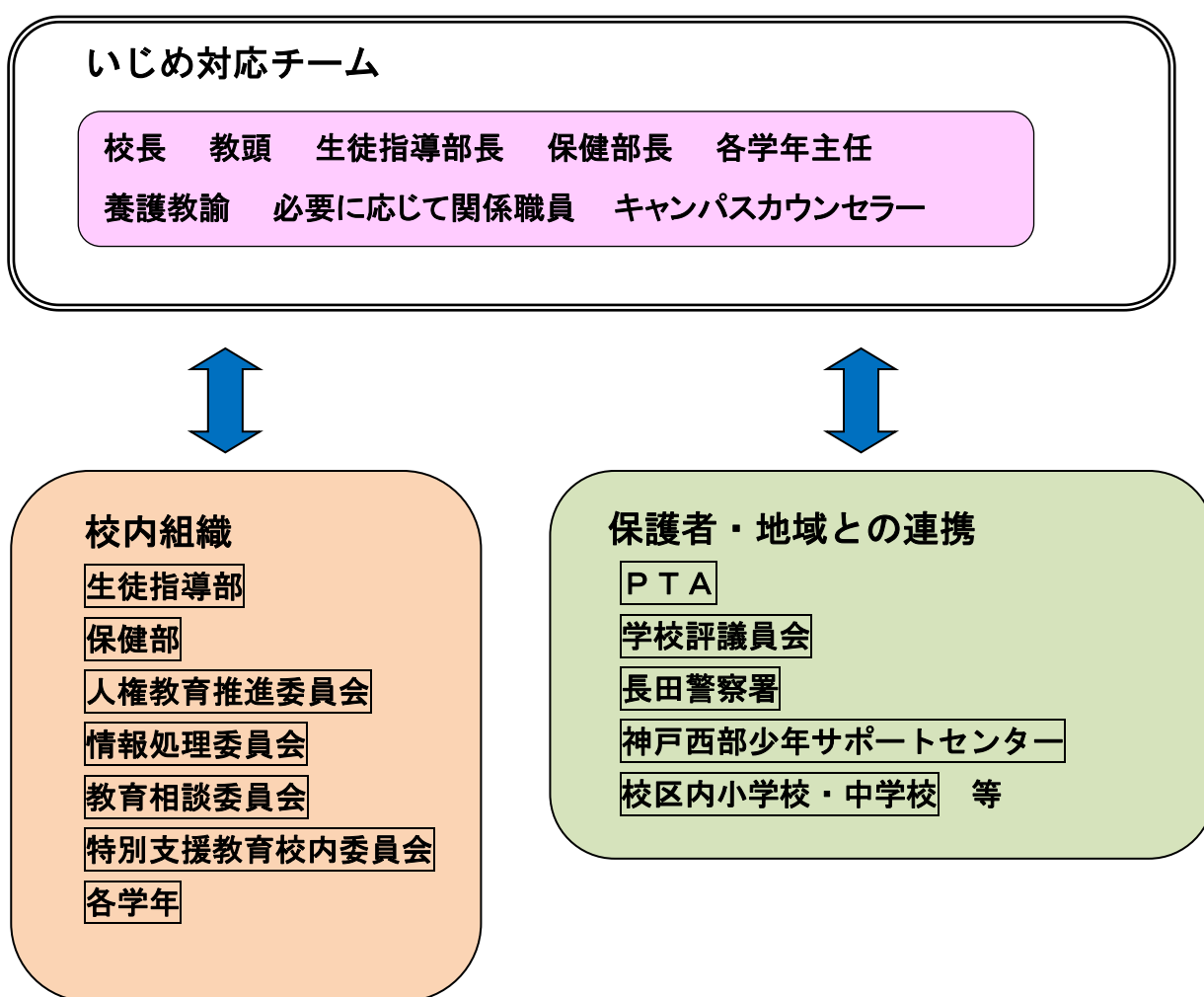


【校内指導体制及び関係機関】

- 1 「いじめは絶対に許さない」という認識のもと、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

<いじめ対応チームの構成員>



※ 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として各学期に1～2回行う。

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。